

登録意匠「包装用箱」意匠権侵害差止等請求控訴事件：知財高裁平成27(ネ)10077・平成28年1月27日（2部）判決<控訴棄却>

【キーワード】

部分意匠の範囲，部分意匠の類似，基本的構成態様と具体的構成態様，本件意匠の要部，美観(?)，印象，被告意匠の表現形式

【事案の概要】

1 本件は，意匠に係る物品を包装用箱とする意匠登録第1440898号の意匠権（本件意匠権）を有する原告（Xデザイン事務所ことX）が，被告（株式会社シュゼット）に対し，被告による別紙1物件目録記載の各商品（被告商品）の生産，譲渡，引渡し，譲渡の申出（以下「販売等」という。）が，本件意匠権を侵害すると主張して，意匠法37条1項に基づき，被告商品の販売等の差止め，同条2項に基づき，被告商品及びこれに使用した各包装用箱の廃棄，同法41条に基づき，信用回復の措置として謝罪広告の掲載，並びに，同法39条3項に基づき，意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償金300万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日である平成26年6月11日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は，原告の請求をいずれも棄却した。これに対し，原告は，原判決が損害賠償請求を棄却した部分について，100万円及びこれに対する平成26年6月11日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で原判決の変更を求めて一部控訴した（なお，上記の販売等の差止め，被告商品等の廃棄及び謝罪広告の掲載を求める部分については，当審において取下げにより終了した。）。

2 前提事実

原判決「事実及び理由」の第2，「2 前提事実」記載のとおりである。

3 争点(1)は，被告意匠は本件意匠と類似するか。

争点(2)は，損害額であり，原告は被告に対し，少なくとも500万円の損害賠償請求権の一部である100万円を請求する。

【判断】

当裁判所も，本件意匠と被告意匠とは類似しないから，その余の点について判断するまでもなく，原告の請求を棄却した原判決の認定判断は相当であって，原告の請求は理由がないものと判断する。その理由は，以下の1に付加訂正するほかは，原判決「第4 当裁判所の判断」に示すとおりであり，当審における主張に対する判断は2のとおりである。

1 付加訂正

(1) 原判決16頁25行目「受けた部分が」の次に「物品において」を加え

る。

(2) 原判決17頁2行目「の機能」を「の物品における機能」と改める。

(3) 原判決17頁14行目「(1) 本件意匠の構成態様」から18頁6行目末尾までを以下のとおり改める。

「(1) 本件意匠の構成態様

前記前提事実及び証拠(甲2, 乙9)によれば, 本件意匠は, 本件公報の【意匠に係る物品の説明】にあるとおり, 「4面で形成される三角錐形状を基本形とした構造体の頂点と底面を形成する点とを2本の折れ曲がった線で結ぶことにより, 新たにアクセントパネルとしての面が生まれ, 多面体としての新しい見え方を可能にしている包装用箱」を本件意匠に係る物品とし, 本件公報の【図面】の実線で示された部分意匠であるところ, その構成態様は, 以下のとおりと認められる。

(基本的構成態様)

- A 本体の基本形状を三角形4面で形成される略三角錐形状とし,
- B 本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って, 凹状の面(アクセントパネル)を頂点間の全長にわたり設け,
- C 上記アクセントパネルを含む本件公報の【図面】の実線で示された部分を部分意匠とする。

(具体的構成態様)

- a アクセントパネルは, 当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし, 天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と, 上記谷折り線を底辺とし, 底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の2つの平坦面からなる二等辺三角形を, 底辺部分で上下に接続させた略菱形の面であり,
- b アクセントパネルの上下中央部分(上記二等辺三角形の底辺部分)は, 最もへこんだ最大幅部を形成し,
- c アクセントパネルの縦の長さ(上記aの2つの二等辺三角形の底辺に当たる部分)の幅の比は, 約8対1である。」

(4) 原判決18頁25行目「そして, 」から19頁11行目末尾までを次のとおり改める。

「そして, 4面の三角形で形成される略三角錐形状をした包装用箱の意匠それ自体は, 少なくとも本件意匠登録の出願前に日本国内において公然知られたものである(乙1, 弁論の全趣旨)一方, 略三角錐形状をした包装用箱の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って, 凹状の面(アクセントパネル)を頂点間の全長にわたり設けた構成は, 本件意匠登録の出願前に公知でなかったことに照らすと, 本件意匠の要部は, 上記の基本的構成態様を前提として, 当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし, 天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と, 上記谷折り線を底辺とし, 底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の2つの平

坦な二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形の面（アクセントパネル）を形成したこと（構成態様 a）、アクセントパネルの上下中央部分（上記二等辺三角形の底辺部分）は、最もへこんだ最大幅部を形成していること（構成態様 b）、アクセントパネルの縦の長さ（上記 a の 2 つの二等辺三角形の底辺に当たる部分）の幅の比は、約 8 対 1 であること（構成態様 c）にあると認めるのが相当である。」

(5) 原判決 19 頁 12 行目「(3) 被告意匠の構成態様」から 26 行目末尾までを以下のとおり改める。

「(3) 被告意匠の構成態様

前記前提事実及び証拠（乙 8、甲 46 添付の「イ号意匠（写真）」（本判決別紙 2））によれば、被告意匠の部分意匠である本件意匠に相当する部分の構成態様は、以下のとおりと認められる。

（基本的構成態様）

- A 本体の基本形状を三角形 4 面で形成される略三角錐形状とし、
- B 本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る 3 本の稜線のうちの 1 本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の全長にわたり設けた。

（具体的構成態様）

- a アクセントパネルは、当該稜線の三角錐の天頂に位置する点と底面を形成する点とを、稜線の縦方向中央部分にかけてふくらむように円弧状の側辺で結び、当該稜線を中心線として円弧状の側辺が左右対称になった略紡錘形状の面であり、
- b アクセントパネルの上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない 2 つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れ、最もへこんだ最大幅部を形成し、
- c アクセントパネルの縦の長さ（上記 a の 2 つの二等辺三角形の底辺に当たる部分）の幅の比は約 4 対 1 であり、
- d アクセントパネルは、包装用箱の開口部として配置されている。」

(6) 原判決 20 頁 2 行目「ア 共通点」から 8 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 共通点

本件意匠と被告意匠は、本体の基本形状を三角形 4 面で形成される略三角錐形状とし、本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る 3 本の稜線のうちの 1 本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の全長にわたり設けたという基本的構成態様において共通する。また、アクセントパネルの上下中央部分は、最もへこんだ最大幅部を形成し、天頂部及び底面を形成する上下頂点へ向けて、徐々に先すぼまりとなっている点において共通する。」

(7) 原判決 20 頁 17 行目「具体的形状が異なっている。」の次に、「また、本件意匠のアクセントパネルの上下中央部分は、2 つの平坦面からなる二

等辺三角形の底辺部分をなし、上記2つの二等辺三角形が上下中央部分で接続され、当該接続部に明らかな折曲が見られる形状であるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れるものの、折曲していない点においても、アクセントパネルの具体的な形状が異なっている。」を加える。

(8) 原判決20頁18行目「また」を「さらに」と改める。

(9) 原判決21頁4行目「また、」の次に「アクセントパネル上下中央部分の具体的な形状の差異により、本件意匠のアクセントパネルは、二等辺三角形の底辺部分をあえて折曲部分とした形状が際立っており、多面体としての外観上の装飾機能を強く感じるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れたにすぎず、折曲していないため、看者にとって単なる折り目として認識されるにすぎない点において、そこから受ける美観が異なる。さらに、」を加える。

(10) 原判決21頁18行目「箱を開口しても」から20行目「消失してしまうかは」までを削除する。

(11) 原判決22頁11, 14, 20～21行目の各「凸状の面」をそれぞれ「凹状の面」と改める。

(12) 原判決22頁16行目「凹状の面」を「もの」と改める。

(13) 原判決23頁10行目「そして、」から12行目末尾までを削除する。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 原告の主張(1)ア(本件意匠の認定)について

ア 原告は、本件意匠において、破線で示された「開口部」は、意匠を構成するものではなく、部分意匠の解釈において参酌されるべきではないから、開口部としての機能を有している点を差異と認定する原判決は、部分意匠である本件意匠の解釈を誤ったものであると主張する。

部分意匠制度は、破線で示された物品全体の形態について、同一又は類似の物品の意匠と異なる場所があっても、部分意匠に係る部分の意匠と同一又は類似の場合に、登録を受けた部分意匠を保護しようとするものであるから、部分意匠の認定において、破線で示された部分の形状等が、当該意匠を構成する一部などとして直接問題とされるべきものでない点については、原告の述べるとおりである。

しかし、原判決第4, 1において述べたように、一定の機能及び用途を有する「物品」を離れての意匠はあり得ず、部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断の際に参酌すべき場合があり、また、物品全体の形態との関係における、部分意匠として意匠登録を受けた部分の位置、大きさ、範囲についても、破線などによって具体的に示された形状を参

酌して定めるべき場合がある。

原判決も、上記のとおり、本件公報の図面に破線部で示された開口部の具体的な形状や位置を本件意匠を構成する部分として認定するのではなく、本件意匠において特徴的部分をなすアクセントパネルの機能について見る際に、本件意匠に係る物品である物を収納する包装用箱において、アクセントパネル以外の部分に開口部が設けられていることが本件公報の図面において明らかとなっていることから、少なくとも、アクセントパネルが開閉する開口部蓋としての機能を有していないことを、被告意匠との対比において認定したにすぎない。

したがって、原判決は、本件意匠の権利範囲でない破線部分の形状や位置を、構成態様や要部として認定したものではないから、部分意匠の解釈に誤りはなく、上記主張は採用できない。

イ なお、被告は、本件意匠は動的意匠であり、組立完成時における静的な観察のみならず、平面的に折り畳まれた状態から立体に起こし、内容物を収納し、三角錐形状に組み立てるまで、さらには、三角錐形状に組み立てられた後、開口し、内容物を取り出すまでの時間軸に沿った全体を総合的に観察して、本件意匠を認定すべきであると主張する。

しかし、本件意匠登録願（甲４６の添付書類）及び本件公報（甲２）のいずれにも本件意匠が動的意匠（意匠法６条４項）であることは示されておらず、また、いわゆる六面図及び斜視図のいずれにも組立経過中のものは示されていない。被告がその根拠とする本件各参考図は、あくまで参考図であって、意匠登録を受けようとする意匠の理解を助ける目的で記載されたものにすぎない。さらに、被告は、本件各参考図は、平面的に折りたたまれた状態から立体を完成させた状態までをそれぞれ図示していると主張するが、当初の本件意匠登録願には、「折りたたみ線を示す参考図」は記載されていなかったところ、意匠登録を受けようとする部分の範囲及び形状が特定しないとの審査官の拒絶理由を踏まえて、出願人（原告）が補正によって加えたものにすぎないから、原告が包装用箱の組立ての経過を動的意匠として出願したとは到底考えられず、上記主張は失当である。

(2) 原告の主張(1)イ（本件意匠の構成態様の認定）について

原告は、原判決の認定した本件意匠の構成態様は誤りがあり、原告の主張(1)イのとおり認定すべきと主張する。

しかし、基本的構成態様については、意匠を概括的に捉えた際の骨格的態様をいうものであり、公知意匠を斟酌した上で、被疑侵害意匠と共通する部分のすべてを盛り込まねばならないというものではない。本件意匠を具体的に観察して把握される態様ではない骨格的態様としては、前記 1 (1)において原判決を訂正したとおりに認定するのが相当である（もっとも、基本的構成態様をいかに捉えようと、結局は、本件意匠の要部をどのように捉え、被疑侵害意匠との関係でどのように対比し、評価するかが重要であるから、基本的構成態様に

関する見解の相違は、直ちに結論を左右するものではない。)

(3) 原告の主張(1)ウ(本件意匠の要部の認定)について

原告は、本件意匠の基本的構成態様そのものが要部であって、他の要素を加えて要部と認定しなければならない事情はない旨主張する。

確かに、略三角錐形状を基本とする包装用箱、及び、直方体等の包装用箱の1稜線上にアクセントパネルを設けた構成は、それぞれ本件意匠の出願前において公知であったといえるものの、本件意匠のように、略三角錐形状の頂点を結んだ当該稜線上にアクセントパネルを設けた公知意匠は見当たらないことからすれば、このような基本的構成態様は、本件意匠の要部と認められる。

しかし、そうだからといって、具体的構成態様がすべて要部とならないわけではない。本件意匠は、本件公報の【図面】の実線で示された部分を権利範囲とするものであり、その権利範囲をアクセントパネル部分に限定するものではないところ、略三角錐形状を基本とし、頂点と底面の点を結ぶ1稜線上に設けられたアクセントパネル面が、需要者の注意を最も惹きつけるものであり、アクセントパネルが稜線上の全長にわたり設けられ、多面体の1つの面としての機能を果たしているがゆえにその形状は最も目につきやすいものであることからすれば、全体の美観において、アクセントパネル自体の形状から受ける美観の印象は強く、その幅や凹凸、形状等の具体的構成態様が異なれば、同一の基本的構成態様を前提としても全く異なる印象の美観を生じさせ得るものである。

原告の主張によれば、基本的構成態様を同じくする限り、アクセントパネルなどの具体的構成態様がどのような形状であっても、意匠としての要部をすべて共通することとなり、相当とはいえない。

そうすると、具体的構成態様であるアクセントパネルの形状についても、全体の美観を左右するものとして、本件意匠の要部に当たるといふべきである。

(4) 原告の主張(1)エ(類否判断)について

ア 原告は、三角錐形状の包装用容器において、稜線に「アクセントパネル」を設けた意匠は本件意匠出願前には存在せず、かかる態様が看者の注視するところとなることは明らかであり、アクセントパネルの形状は、看者に異なる美感を起こさせるほどのものということとはできない旨主張する。

本件意匠と被告意匠は、本体の基本形状を三角形4面で形成される略三角錐形状とし、本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面(アクセントパネル)を頂点間の全長にわたり設けたという基本的構成態様において共通するものであり、前記のとおり、略三角錐形状の頂点を結んだ当該稜線上にアクセントパネルを設けた公知意匠が見当たらないことからすれば、需要者は、まず、そのような基本的構成態様に注目するものと考えられる。

一方、上記のとおり、アクセントパネルが稜線上の全長に設けられ、多面体の1つの面としての機能を果たしていることからすれば、当該面の形状等

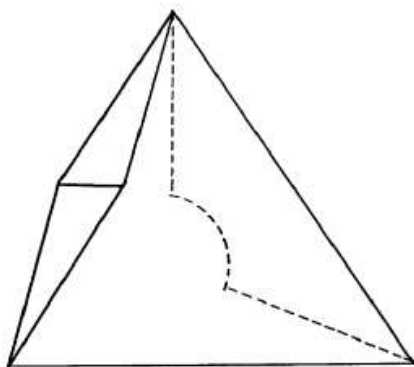
は目につきやすく、そこから受ける印象の違いは、全体の美観に大きく影響するものというべきである。

そして、前記のとおり、本件意匠のアクセントパネルにおける直線で構成された略菱形は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、被告意匠の曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネルの縦の長さ¹と中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、ふくよかでゆるやかな印象を与える。

さらに、アクセントパネル上下中央部分の具体的形状の差異により、本件意匠のアクセントパネルは、平坦な二等辺三角形2つを二等辺三角形の底辺部分（アクセントパネルの上下中央部分）で接続し、折曲部位とした形状が際立ち、多面体としての外観上の装飾機能を看者に強く感じさせるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れたにすぎず、折曲していないため、看者にとって単なる折り目として認識されるにすぎない点において、看者が受ける美観が異なる。

加えて、両者は、アクセントパネルの上下中央部分が、最もへこんだ最大幅部を形成し、天頂部及び底面を形成する上下頂点へ向けて徐々に先すぼまりとなっている点において共通するものの、右側面から見た場合、証拠（乙8の写真⑤、甲46の別添イ号写真「右側面図」、本件公報の「右側面図」）に示されるとおり（下記図参照）、被告意匠は、アクセントパネルを形成する2本の側辺が丸いカーブを描く曲線であることから、略三角錐の本体の基本形状の印象が薄れるのに対し、本件意匠は、本体の略三角錐の印象が薄れることなく保たれている点においても、異なった印象を受ける。

本件公報 右側面図



被告意匠 右側面写真



イ この点、原告は、アクセントパネル部の具体的形状は、上下両端を尖らせ中央部を幅広とした全体の形状としては共通するものであり、差異は、左右両辺が直線であるか曲線であるかにすぎないので、アクセントパネル全体と

しては、むしろ共通のシャープな印象が強いものであると主張する。

そこで、検討するに、確かに、アクセントパネルの側辺が円弧状であるとしても、その曲率が小さい場合には、側辺は限りなく直線的に見え、また、その幅が狭い場合には、本件意匠と同様にシャープな印象を与え、類似する可能性が高いものと解される。しかし、被告意匠は、前記のとおり、長さと同幅を約4：1とし、ある程度大きな曲率でカーブする円弧状の側辺であることから、紡錘状の葉様のふくよかですんぐりとした印象を与え、上下両端を尖らせ中央部を幅広とした本件意匠と共通する形状の印象を凌駕するものと認められる。

したがって、両者のアクセントパネルが、上下両端を尖らせ中央部を幅広とした全体形状である点で共通するとしても、全体から受ける美観が異なるから、原告の上記主張は採用できない。

ウ また、原告は、アクセントパネルの形状としては、本件意匠も被告意匠も公知の形状であり、甲8ないし10の意匠について、極めてありふれた略直方体における差異点であるアクセントパネル自体の形状において差異があるのに、これらが類似とされていることが参考とされるべき旨主張する。

しかし、甲8ないし10の意匠は、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本について、その両端を除く部分に、甲8及び甲10の意匠については、2つの略菱形状の凹状の面が2つ、甲9の意匠については、2つの略紡錘状の凹状の面が設けられたものである。そうすると、これらの意匠は、そもそも直方体状であることから、三角錐形状とは本体形状の面及び辺の数が異なり、当該意匠において1つの辺が占める注目度が小さなものである上、本件意匠や被告意匠のように、包装用箱の稜線の全長にわたってアクセントパネルが1つ設けられることにより、多面体の1面としての印象を強く有する意匠とは異なることから、参考とすべきものとは解されない。

エ さらに、原告は、被告意匠の開口部については、外観上現れた差異ではなく、本件意匠においては登録の範囲には含まれない部分であるから、意匠の対比において斟酌できない旨主張する。

しかし、意匠の当該部分に着目する場合に、当該形状から受ける単なる美観だけではなく、それが物品においてどのような機能と結び付いているかによって、需要者の払う注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである。本件意匠と対比されるべき被告意匠におけるアクセントパネルは、前記のとおり、開口部としての機能を有するものであることから、それを差異として認識し、相違点として認定することに誤りはない。

また、原告は、被告意匠のアクセントパネル部が開口部を兼ねたものであっても、この種物品の流通時には、開口部は接着等によって閉じられた状態であるのが一般的である上、開口状態が外観に表れたものでなく、その態様も普通に知られた態様であるので、注意を惹くものでない旨主張する。

しかし、本件意匠に係る物品が包装用箱である以上、物を出し入れする包装用箱の開口部の位置、形状がいかなるものかについては、一般消費者のみならず、取引業者も関心を持つのが通常であるところ、被告意匠のように略紡錘形状のパネルが2枚重ねられて蓋を形成するのは、原告も主張するとおり、特に目新しい形態ではなく、被告商品の開口部に貼られたテープの存在や、パネルが2枚重なった開口部分の様子、他の面に開口部らしき部分を有さないところから、アクセントパネルが蓋であることは、外観からも容易に認識できるものである。そして、このような蓋は、斬新なものではなく、看者が、蓋としての機能を有するアクセントパネルに直ちに着目するとはいえないとしても、前記のとおり、看者にとって、当該形状から受ける単なる美観だけではなく、それがどのような機能と結び付いているかによって、注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである。そうすると、前記のとおり、多面体の1面として注意を惹く部分であるアクセントパネルが、被告意匠において開口部蓋としての機能をも有することは、看者に異なる印象を与え、専ら装飾としてのシャープで洗練されたイメージのアクセントパネルを有する本件意匠とは、異なる美観を生じさせ得るものと認められる。

したがって、原告の主張は採用できない。

3 以上によれば、原告の被告に対する請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから棄却すべきであり、同旨の原判決は相当である。

結 論

よって、本件控訴には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 控訴審ではあるが、この知財高裁の判断理由を読むと、思考法に混乱が見られるし、意匠法の本質を理解していないのではないかと思いが、使用している用語に如実に表れている。その象徴は、「意匠」の定義の理解にある。

法2条1項1号は、「物品・・・の形状・・・であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と規定しているのに、裁判所はこの規定の記載を無視し、本件意匠の構成態様の認定に「全体の美観」とか、「印象の美観」とか、「美観の印象」とか、「美観」とかの表現を、素人のように勝手に作って使用しているのである。

また、意匠の類否判断における人的基準は当業者であって、需要者ではないことを知らないようであり、商標のそれと同列に考えているのである。

2. まず不可解なことは、原告はなぜ被告意匠の表現形式にあっては、写真ではなく図面を提出しなかったのだろうか。意匠の表現は意匠法上は、図面による出願でも図面代用写真による出願でもよいが、2つの意匠を対比して類否判断を

するためには、同一の表現手段による表現形式で対比すれば、より正確な判断ができるし、また被告意匠に係る写真には何らかの色彩と文字とが表現された状態のものなのである。

これについて裁判所は特に注意していないのは、原告提出の物件目録についてはそのまま受理して審理することは弁論主義の原則から問題なしと考えたからであろうが、原告及び被告に対して、被告物件の目録内容について注意を喚起してもよかつたのではなからうか。

3. さて、本件判決の理由中には、本件公報（右側面図）と被告意匠（右側面写真）とが並べられているのを見れば、本件意匠にあっては「アクセントパネルにおける直線で構成された略菱形状」であるのに対し、被告意匠は「曲線で構成された略紡錘形状で丸くやわらかな印象を与える」と記述されているが、被告の物件目録における紡錘形状の中央部には水平直線が形成されているのである。

そうすると、被告意匠の構成態様のアクセントパネルの形状は曲線で構成された略紡錘形に成るのに対し、本件意匠の当該部分の形状は直線で構成された略菱型形状に成る相違はあるが、被告意匠の略紡錘形の中央部に水平線が見えるから、両意匠の相違点はアクセントパネルにおける形状の差異だけである。もし原告が訴訟に添付した物件目録で、被告意匠の表現形式を写真ではなく図面によって提出していたならば、前記略紡錘形の中央部に水平線が本件意匠のそのように明確に表現されることになるから、あとは略菱形状と略紡錘形状との差異を類似と見るかどうかの判断をするだけである。

4. 裁判所によれば、三角錐形状の包装用容器において、稜線に「アクセントパネル」を設けた意匠は本件意匠の出願前には存在しないと原告は主張したが、1審判決（A-64）においては、原告が提出した意登第1193959号（甲8）を「本意匠」とし、意登第1194201号（甲9）と意登第1194202号（甲10）とをそれぞれ「関連意匠」とする登録例を紹介している。すると、この3つの登録例との関係から、当業者は、本件意匠と被告意匠とは創作の同一性があるから、類似する意匠と推認することができるのである。

このことについて、1審判決は「本件意匠と被告意匠との差異点が看者に与える美感の差異の程度は、甲8意匠ないし甲10意匠における上記凸状の面の差異点が看者に与える差異の程度とは、量的にも質的にも異なる」と説示するが、具体的に何をもって「量的」とか「質的」といつているのか、意味不明である。ここはやはり具体的に物品における形態上の差異点を、創作性の異同の見地から説示すべきである。

意匠は創作者による創作品であり、意匠法は特許法と同様に創作保護法であるという立法精神を忘れてはならないのである。

[牛木 理一]

(別紙1)

物件目録

商品名 「チョコレートフィナンシェHCF-5V(A)」

「チョコレートフィナンシェHCF-5V(B)」



(別紙 2)

イ号意匠 (写真)

本件登録意匠の 6 面図に対応させたイ号意匠 (写真)

【斜視図】



【正面図】



【背面図】



【右側面図】



【左側面図】



【平面図】



【底面図】

